

平成29年度山梨職業訓練実施計画（総合計画）

平成29年4月3日
山 梨 県
山 梨 労 働 局
独立行政法人高齢・障害・求職者
雇用支援機構山梨支部

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、国及び山梨県が実施する職業訓練（以下「公的職業訓練」という。）には、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき実施する公共職業訓練（離職者訓練、学卒者訓練、在職者訓練、障害者等に対する訓練）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「支援法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する支援法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）と多岐にわたっていることから、国及び山梨県が一体となって、特定求職者、離職者を含む求職者等に対して、地域の職業訓練ニーズを踏まえた職業訓練受講の機会を十分に確保し、実施するための必要な事項を定めたものである。

※公的職業訓練の内訳及び実施主体

公共職業訓練

・ 山梨県

・ 国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部〈ポリテクセンター山梨〉）

求職者支援訓練

・ 国（山梨労働局）

(2) 計画期間

計画期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

平成28年度の山梨県の雇用失業情勢は、有効求人倍率が全国平均より下回る状況が続いているものの、平成29年1月には平成5年4月以来、23年9か月ぶりで1.3倍台となるなど、改善傾向で推移している。今後においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックや、中部横断自動車道の開通、10年後のリニア中央新幹線開業に向けて雇用情勢のさらなる改善が期待されるところである。

このように雇用失業情勢が改善傾向にあるものの新規求人全体に占める正社員求人の構成比は30%台で推移しており、非正規求人の割合が高い傾向が続いている。これに対して、正社員を希望する求職者の割合は60%を超えており、有効求人倍率が1倍を超えているものの求人と求職のミスマッチが生じている。

また、即戦力を望む求人の傾向が根強いことから、引き続き、「若年者」、「女性」、「障害者」、「中高年齢者」の人材育成やミスマッチ解消に取り組む必要がある。

(2) 平成28年度における公的職業訓練をめぐる状況

雇用失業情勢が改善傾向で推移していることから、職業訓練の受講希望者は、減少傾向となっている。

平成28年4月から平成28年12月末現在で、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は13,161人、雇用保険受給者は5,941人

平成28年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練 (施設内 / 離職者訓練) 301人 (平成28年12月末現在)
山梨県58人、ポ リテックンター-山梨243人
- ・ 公共職業訓練 (委託訓練 / 離職者訓練 / 山梨県) 479人 (平成28年12月末現在)
離職者等再就職訓練 452人
デュアルシステム訓練 27人
- ・ 公共職業訓練 (在職者訓練) 1,886人 (平成28年12月末現在)
山梨県 1,501人、ポ リテックンター-山梨 385人
- ・ 公共職業訓練 (学卒者訓練) 246人 (平成28年12月末現在)
山梨県 246人
- ・ 障害者等に対する公共職業訓練(山梨県) 50人 (平成28年12月末現在)
障害者の態様に応じた多様な委託訓練 (短期委託訓練 / 山梨県)
43人 (平成28年12月末現在)
- ・ 求職者支援訓練 135人 (平成28年12月末現在)

平成27年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練 (離職者訓練) ※1 施設内訓練 84.2% (県74.1%、機構86.2%)
委託訓練 75.0%
- ・ 求職者支援訓練※2 基礎コース 57.7% (83.7%)
実践コース 51.6% (79.6%)

※1 平成28年4～8 月までに終了した訓練の終了3ヶ月後 (平成28年12月末現在) の就職率

※2 平成27年4月以降に開始し、平成28年7月末までに終了した訓練の終了3ヶ月後の就職率

(平成26年度実施分から雇用保険適用就職により就職率を算定することとなった。なお、参考数値として従来の就職率を () 内に記載している。)

3 平成29年度における公的職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

雇用失業情勢は引き続き改善が見込まれる中、産業界の人材ニーズや求職者の訓練受講ニーズに対応するとともに、人材育成に重点を置いた訓練を実施する。

併せて、さまざまな課題を抱える就職困難者に対するきめ細かな訓練や女性の活躍を促進するための訓練を推進する。

また、県内の各職業能力開発施設において、地域に根差した産業人材の育成拠点・職業能力開発拠点を目指し、情報発信、就職支援や企業等との連携などの機能の充実・強化を図る。

(2) 公共職業訓練 (離職者訓練)

① 施設内訓練に係る実施規模と分野

- ・平成29年度においては、3科目、80人 (障害者向け訓練を除く) の定員で実施する。
- ・これらの訓練受講者の就職率は80%を目指す。

・県立峡南高等技術専門校は、造園及び服飾関係の職種に就職を希望する求職者を対象に訓練期間6カ月の訓練を実施し、就業支援センターでは主に子育て中又は子育てが一段落した再就職を目指す者を対象とした訓練期間3ヶ月の職業訓練を実施する。

校名	定員	科目名
峡南高等技術専門校	60名	造園科 服飾科
就業支援センター	20名	総合事務科
合計	80名	3科目

・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、雇用失業情勢及び事業主等の人材ニーズをもとに、雇用のセーフティネットとして早期に再就職するための訓練を実施する。

施設名	定員	訓練科名
ポリテクセンター山梨 (山梨職業能力開発促進センター)	376人	テクニカルオペレーション科 テクニカルオペレーション科 (短期デュアルコース)、同 (橋渡し訓練) 金属加工科、電気設備技術科 制御技術科 (短期デュアルコース)、 同 (橋渡し訓練) 住宅施工技術科 (短期デュアルコース) 住宅リフォーム技術科
合計	376人	9科

② 委託訓練に係る実施規模と分野

- ・山梨県は委託訓練を、訓練定員を36コース、658人として実施する。
- ・これらの訓練受講者の就職率は70%を目指す。

訓練種別	コース	定員	主な訓練科目
離転職者訓練 (デュアルシステム訓練を除く)	33コース	598人	介護職員初任者研修科 (3ヶ月) 介護福祉士養成コース (2年) ネットビジネス科 (3ヶ月) 介護・医療事務科等 (3ヶ月)
デュアルシステム訓練	3コース	60人	パソコン応用科 (4ヶ月) ビジネスパソコン実践科 (4ヶ月) 調理科 (4ヶ月)
合計	36コース	658人	

(3) 公共職業訓練 (在職者訓練)

・ 在職者を対象に、機械・情報処理・ビジネス能力などのキャリアアップのための訓練を実施する。

・ 山梨県は、115コース、2,446人の定員で実施する。

校名	コース数	定員	科目名
産業技術短期大学校 塩山キャンパス	35コース	620人	TOEICテストリスニング・ リーディングコース、 ISO9000シリーズ内部監査員 養成コース、会計事務基礎コース等
産業技術短期大学校 都留キャンパス	30コース	545人	新入社員講座コース、シーケンス制 御の基礎コース、ホームページ開設 基礎・応用コース等
峡南高等技術専門校	17コース	510人	観光英会話講座、税務の実務コース、 建築CAD操作法コース等
就業支援センター	33コース	771人	ワード基礎コース エクセル基礎・応用コース アクセス基礎・応用コース 第二種電気工事士試験対策講座 (学科 I・ II) コース等
合計	115コース	2,446人	

・ (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、60コース、740人の定員で企画し、計画数330人で実施する。

施設名	コース数	定員	訓練科名
ポリテクセンター山梨 (山梨職業能力開発促進 センター)	60コース	740人	生産技術科、制御技術科、メカ トロニクス技術科、電子情報技 術科、電子技術科、電気技術科、 建築科
合計	60コース	740人	

(4) 公共職業訓練 (学卒者訓練)

18 歳以上の若者や概ね35歳以下の求職者等を対象に、NC機械・電気工事などの施設内訓練を実施する。

・ 山梨県は、6科目、325人の訓練定員で実施する。

校名	定員	科目名
産業技術短期大学校 塩山キャンパス	200人	生産技術科、電子技術科、観光ビジネス科 情報技術科
産業技術短期大学校 都留キャンパス	60人	生産技術科、電子技術科
峡南高等技術専門校	65人	自動車整備科、電気システム科
合計	325人	6科目

(5) 障害者等に対する公共職業訓練

身体・知的・精神障害者等を対象に訓練を実施する。

① 施設内訓練に係る実施規模と分野

・ 山梨県は、就業支援センターにおいて1科目20人の訓練定員として実施する。

校 名	定 員	科 目 名
就業支援センター	20人	総合実務科
合 計	20人	1科目

② 委託訓練に係る実施規模と分野

・ 山梨県は委託訓練を、訓練定員を95人として実施する。

訓練種別	定 員	訓練月数
知識・技能習得コース	40人	3 ヶ月
デュアルシステムコース	10人	4 ヶ月
実践トレーニングコース	35人	3 ヶ月
特別支援学校早期訓練 コース	10人	3 ヶ月
合 計	95人	

(6) 求職者支援訓練

① 実施規模と分野、就職率に係る目標

- ・ 平成29年度においては、引き続き、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう310人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 480人を上限とする。
- ・ 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）と基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。
- ・ その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の40%程度

（学卒未就職者を主として対象とするものを含む。）

ロ 実践コース 訓練認定規模の60%程度

- うち介護系 実践コース全体の訓練認定規模の15%程度
- 情報系 実践コース全体の訓練認定規模の5%程度
- 医療事務系 実践コース全体の訓練認定規模の5%程度
- その他の成長分野 実践コース全体の訓練認定規模の75%程度

・ 上記のうち、新規参入枠の上限は次のとおりとする。

イ 基礎コース 20%

ロ 実践コース 20%

注1 地域職業訓練実施計画に則して、1か月ごと又は四半期ごとに設定する（地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。）ものである。

- 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、
- イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから
 - ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

注2 次のイ及びロに掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

- イ 都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと。
- ロ 新規参入枠を上に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないものとしてはならないこと、ただし、地域ニーズを踏まえて設定する訓練分野については、全て新規枠とすることを可能とすること。

・平成29年度のコース別定員上限は以下のとおりとし、職業訓練の実施状況を踏まえ改定する。

コース別		期別				合計
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
定員上限		140人	120人	119人	101人	480人
基礎コース		55人	46人	45人	46人	192人
実践コース		85人	74人	74人	55人	288人
内 訳	介護系	15人	14人	15人	0人	44人
	医療事務系	0人	0人	14人	0人	14人
	情報系	0人	0人	0人	14人	14人
	その他（地域ニーズ枠）	70人	60人	45人	41人	216人

- ※ 地域ニーズ枠（人材不足の分野からニーズがあるもの）
- ※ 雇用保険適用就職率は、基礎コース55%、実践コース60%を目指す。

4 公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設等が行うべき事項等

(1) 関係機関との連携 ～山梨県内における資源をフル活用～

山梨県内における職業訓練ニーズに応じ、山梨県、山梨労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部、有識者、産業界、教育訓練機関等が連携し、必要な訓練を総合的かつ一体的に企画立案、実施するとともに、職業訓練機関と公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）の就業支援機関が連携し、訓練から就職までを一貫して支援する。

また、企業等との連携を図り、地域に根ざした産業人材の育成拠点・職業能力開発拠点として、情報発信・就職支援などの機能の充実・強化を図る。

(2) 山梨県地域訓練協議会の開催について

平成29年度においてもこれまでと同様に、山梨県地域訓練協議会（山梨県地域訓練協議会ワーキング・チームを含む。）を開催して、関係者の連携・協力の下に、山梨県の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

(3) 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

公的職業訓練受講希望者には、ハローワークにおけるキャリアコンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。

訓練受講中は訓練実施機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施する。訓練受講中、訓練修了後においては、訓練実施機関、ハローワークが連携し、訓練実施機関が作成支援したジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施や訓練分野の求人情報の提供や求人開拓など積極的な就職支援を行い、就職率の向上を図る。

また、ジョブ・カード制度の普及促進のため、地域ジョブ・カード運営本部において、推進方法、地域内での役割分担、連携体制等の検討を行い、普及に努める。